

新規上場申請のための四半期報告書

(第5期第1四半期)

自 2022年4月1日
至 2022年6月30日

株式会社Q L S ホールディングス

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	7
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	7
(5) 大株主の状況	7
(6) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期連結財務諸表	9
(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	11
四半期連結損益計算書	11
第1 四半期連結累計期間	11
四半期連結包括利益計算書	12
第1 四半期連結累計期間	12
2 その他	15
第二部 提出会社の保証会社等の情報	16

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 竹田 正樹 殿
【提出日】	2023年5月26日
【四半期会計期間】	第5期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）
【会社名】	株式会社Q L Sホールディングス
【英訳名】	Q L S H o l d i n g s C o . , L t d
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 雨田 武史
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区難波中一丁目12番5号 難波室町ビル3階
【電話番号】	06-6575-9845
【事務連絡者氏名】	取締役CF0管理本部長 豊田 尚孝
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区難波中一丁目12番5号 難波室町ビル3階
【電話番号】	06-6575-9845
【事務連絡者氏名】	取締役CF0管理本部長 豊田 尚孝

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第1四半期 連結累計期間	第4期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (千円)	1,628,116	5,638,130
経常利益 (千円)	37,936	139,829
親会社株主に帰属する 四半期（当期）純利益 (千円)	19,104	13,445
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	19,104	13,445
純資産額 (千円)	558,537	539,297
総資産額 (千円)	3,661,545	4,718,052
1株当たり四半期（当期）純利益 (円)	9.48	6.67
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	15.3	11.4

- （注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、第4期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第5期第1四半期連結累計期間は新株予約権の残高はありますが、当社株式の売買実績が無く期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 当社は、第4期第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、第4期第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

（資産の部）

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ1,056,507千円減少し、3,661,545千円となりました。流動資産は、前連結会計年度末に比べ1,079,493千円減少し、1,945,841千円となりました。これは主に、未収入金を回収し、短期借入金を返済したことによるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ22,985千円増加し、1,715,703千円となりました。これは主に、2022年10月開園予定の月島保育園に係る建設仮勘定の増加によるものであります。

（負債の部）

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,075,747千円減少し、3,103,007千円となりました。流動負債は、前連結会計年度末に比べ1,420,498千円減少し、1,310,171千円となりました。これは主に、短期借入金の返済によるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ344,751千円増加し、1,792,836千円となりました。これは主に、短期借入金から長期借入金へと借り換えたことによるものであります。

（純資産の部）

当第1四半期連結会計期間末の純資産は、前連結会計年度末に比べ19,239千円増加し、558,537千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益を計上したことに伴う利益剰余金の増加によるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染者数の減少に伴い、経済活動は徐々に正常化に向かいつつあるものの、国際情勢の影響による資源の高騰や急激な円相場の変動など、先行きが不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、保育事業においては南小岩保育園、平井保育園、菊川保育園、板橋本町保育園、東中野保育園、谷六保育園の6施設の運営が始まったことにより、売上高は1,139,815千円となり、セグメント利益は180,616千円となりました。

介護福祉事業においては、拠点数は増加したものの、初期費用の増加、また、人件費が増加したこと等により、売上高は229,185千円となり、セグメント損失は7,251千円となりました。

人材派遣事業においては、主力である大手自動車メーカーへの派遣業務が新型コロナウイルスの影響による低迷から抜け出したものの、営業人員の増加により販売費及び一般管理費が増加したことにより、売上高は189,859千円となり、セグメント利益は4,050千円となりました。

その他事業においては、業務受託による通信機器の販売が好調であり、売上高は69,256千円、セグメント利益は2,919千円となりました。

以上の結果、当社グループの当第1四半期連結累計期間の売上高は1,628,116千円、営業利益は36,202千円、経常利益は37,936千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は19,104千円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであり、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、適用を受ける法令の改正等には細心の注意を払い情報収集に力を入れる等、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因について低減し、適切な対応に努めてまいります。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金の状況については、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載しているとおりであります。

当社の資金需要のうち主なものは、運転資金、設備投資、法人税等の支払、借入金の返済等であります。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,058,240
計	8,058,240

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (2022年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2023年5月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,014,560	2,014,560	東京証券 取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,014,560	2,014,560	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2022年3月30日	2022年3月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 15 当社子会社従業員 55	当社取締役 3 当社監査役 1 当社子会社取締役 4
新株予約権の数（個） ※	1,432 （注） 1	1,568 （注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 143,200	普通株式 156,800
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	新株予約権 1 個につき40,000 （注） 2	
新株予約権の行使期間 ※	自 2024年4月16日 至 2032年3月30日	自 2023年6月1日 至 2027年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 400 資本組入額 200 （注） 3	
新株予約権の行使の条件 ※	（注） 4	（注） 5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 6	

※新株予約権の割当日（2022年4月16日）における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から、上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 第1回新株予約権の行使条件

i 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ii 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

iii 新株予約権の割当てを受けた者は、発行会社の株式が東京証券取引所TOKYO PRO Market以外の金融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。

iv 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

v 新株予約権の一部行使はできない。

vi 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

5. 第2回新株予約権の行使条件

i 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2023年3月期における、当社が提出した発行者情報(有価証券報告書を作成している場合、有価証券報告書とする。以下同じ)に記載される監査済みの当社連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書とする。以下同じ)において、経常利益の額が200百万円以上の場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新

- 株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の経常利益の判定において、権利確定条件付き有償新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するものとする。
- ii 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
 - iii 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - iv 新株予約権の割当てを受けた者は、発行会社の株式が東京証券取引所TOKYO PRO Market以外の金融商品取引所に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。
 - v 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - vi 新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ii 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- iii 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.iに準じて決定する。
- iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.iiで定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- v 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- viii その他新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ix 新株予約権の取得事由及び条件
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上表の「新株予約権の行使の条件」に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- x その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年4月1日～ 2022年6月30日	—	2,014,560	—	30,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,014,500	20,145	権利内容に何ら限定のない、当社株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 60	—	—
発行済株式総数	2,014,560	—	—
総株主の議決権	—	20,145	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人コスモスによる四半期レビューを受けております。

3. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,123,429	1,339,921
受取手形	318	—
売掛金	635,467	519,570
貯蔵品	1,170	1,170
未収入金	1,179,493	1,092
その他	85,455	84,088
流動資産合計	3,025,334	1,945,841
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	746,344	748,097
減価償却累計額	△271,228	△279,649
建物及び構築物（純額）	475,116	468,447
車両運搬具	6,319	6,058
減価償却累計額	△4,367	△4,389
車両運搬具（純額）	1,952	1,669
工具、器具及び備品	15,113	16,391
減価償却累計額	△8,580	△9,392
工具、器具及び備品（純額）	6,532	6,999
建設仮勘定	7,810	65,733
土地	464,383	464,383
有形固定資産合計	955,795	1,007,233
無形固定資産		
のれん	15,380	14,000
ソフトウェア	4,439	4,113
その他	254	254
無形固定資産合計	20,074	18,367
投資その他の資産		
繰延税金資産	253,777	244,808
繰延消費税額等	250,535	232,590
その他	212,535	212,704
投資その他の資産合計	716,848	690,103
固定資産合計	1,692,717	1,715,703
資産合計	4,718,052	3,661,545

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年 3 月31 日)	当第 1 四半期連結会計期間 (2022年 6 月30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	18,977	19,655
短期借入金	1,434,695	64,000
1 年内償還予定の社債	90,000	90,000
1 年内返済予定の長期借入金	486,421	472,838
未払金	312,925	322,958
未払法人税等	26,809	10,497
賞与引当金	158,326	126,983
その他	202,514	203,237
流動負債合計	2,730,669	1,310,171
固定負債		
社債	150,000	150,000
長期借入金	1,236,022	1,580,675
退職給付に係る負債	18,113	19,121
その他	43,950	43,040
固定負債合計	1,448,085	1,792,836
負債合計	4,178,754	3,103,007
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	234,066	234,066
利益剰余金	275,231	294,335
株主資本合計	539,297	558,402
新株予約権	—	134
純資産合計	539,297	558,537
負債純資産合計	4,718,052	3,661,545

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
売上高	1,628,116
売上原価	1,396,396
売上総利益	231,720
販売費及び一般管理費	195,517
営業利益	36,202
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	9
補助金収入	7,218
その他	1,219
営業外収益合計	8,447
営業外費用	
支払利息	6,302
その他	412
営業外費用合計	6,714
経常利益	37,936
税金等調整前四半期純利益	37,936
法人税、住民税及び事業税	9,862
法人税等調整額	8,969
法人税等合計	18,831
四半期純利益	19,104
親会社株主に帰属する四半期純利益	19,104

【四半期連結包括利益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2022年 4 月 1 日 至 2022年 6 月 30 日)
四半期純利益	19,104
四半期包括利益	19,104
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	19,104
非支配株主に係る四半期包括利益	—

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	
減価償却費	10,115千円
のれんの償却額	1,380

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 連結損益計 算書計上額 (注) 3
	保育事業	介護福祉 事業	人材派遣 事業	計				
売上高								
顧客との契約から生じる収益	1,139,815	229,185	189,859	1,558,860	69,256	1,628,116	—	1,628,116
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,139,815	229,185	189,859	1,558,860	69,256	1,628,116	—	1,628,116
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	300	300	—	300	△300	—
計	1,139,815	229,185	190,159	1,559,160	69,256	1,628,416	△300	1,628,116
セグメント利益又は損失 (△)	180,616	△7,251	4,050	177,415	2,919	180,334	△144,131	36,202

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、モバイル事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失（△）の調整額△144,131千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用△144,131千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失（△）は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
1株当たり四半期純利益	9円48銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	19,104
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	19,104
普通株式の期中平均株式数(株)	2,014,560
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	2022年3月30日開催の株主総会決議による第1回新株予約権 新株予約権の数 1,432個 (普通株式 143,200株) 2022年3月14日開催の取締役会決議による第2回新株予約権 新株予約権の数 1,568個 (普通株式 156,800株)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式の売買実績が無く期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年5月17日

株式会社Q L Sホールディングス

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新関 智之

業務執行社員 公認会計士

小室 豊和

監査人の結論

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Q L Sホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Q L Sホールディングス及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上